

# 塩竈市立浦戸小中学校 いじめ防止基本方針

## 1 いじめ防止基本方針策定の基本的な考え方

この方針は、いじめ防止対策推進法や塩竈市いじめ防止基本方針の基本理念の下、「いじめは人間として絶対に許されない」という確固たる認識と毅然とした態度で取り組むとともに、「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こりうる」という共通認識に立って、本校の児童生徒一人一人が楽しく、豊かな学校をつくるために「塩竈市立浦戸小中学校いじめ防止基本方針」を策定します。

## 2 いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」第2条により、「いじめ」とは、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいいます。

## 3 いじめ防止に向けての基本姿勢

- (1) 学校、学級内におけるいじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努めます。
- (2) 児童生徒一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進します。
- (3) いじめの未然防止に関する児童生徒の主体的な取組を支援します。
- (4) いじめを早期に発見し、適切な指導を行い、いじめ問題を早期に解決します。
- (5) いじめ問題について、保護者・地域そして関係機関との連携に努めます。

## 4 いじめ防止等の対策のための組織

### (1) いじめ対策委員会

- ① いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主事（主任）、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー（必要に応じて）等からなる「いじめ対策委員会」を設置します。
- ② 委員会は必要に応じて開催します。
- ③ 役割として、本校におけるいじめ防止等の取組に関することや相談内容の把握、児童生徒・保護者へのいじめ防止の啓発や対応、認知及び教育委員会への報告に関すること等を行います。なお、いじめに関する情報につきましては、児童生徒の個人情報の取り扱いに十分配慮します。

### (2) 職員会議

- ① 定期的に、全教職員でいじめと疑われる情報等も含め、気になる児童生徒について、現状や指導に関する情報交換、及びサポートについて話し合います。

② ケースによっては、いじめ対策委員会に報告して、解決に向けて迅速に組織的に対応します。

## **5 いじめの未然防止のための取組**

### **(1) 児童生徒**

① 児童生徒一人一人が認められ、お互いを大切にし合い、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行うとともに、学級のルールを守る規範意識の醸成に努めます。

② わかる授業を行い、児童生徒に基礎・基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感を育てます。

③ 思いやりの心や児童生徒一人一人がかけがいのない存在であるといった命の大切さを、道徳の時間や総合的な学習の時間等の指導を通して育みます。

④ 「いじめは決して許されない」という認識を児童生徒がもつよう、学校生活の多くの場面で指導します。

⑤ 見て見ないふりをするのは「いじめ」をしていることにつながることや、「いじめ」を見たら、先生や友だちに知らせたり、止めさせたりすることの大切さを指導するとともに、知らせることは決して悪いことではないことも併せて指導します。

### **(2) 教員**

① 児童生徒一人一人が、自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、児童生徒との信頼関係を深めます。

② 児童生徒の思いやりの心や命の大切さを育む道徳教育や学級指導、部活動指導等の充実を図ります。

③ 「いじめは決して許さない」という姿勢を教員がもっていることを様々な活動を通じて示します。

④ 児童生徒一人一人の変化に気づく、鋭敏な感覚をもつよう努めます。

⑤ 児童生徒や保護者からの話を親身になって聞く姿勢をもちます。

⑥ いじめの構造をはじめ、いじめ問題についての理解を校内研修等により深めるとともに、自己の人権感覚を磨き、自己の言動を振り返るようにします。

⑦ 問題を抱え込まないで、管理職への報告や学年及び同僚への協力を求める意識をもちます。

### **(3) 学校全体**

① 全教育活動を通じて、「いじめは絶対に許されない」という土壌をつくります。

② いじめの未然防止に関して、児童生徒が自主的に行う児童生徒会活動に対する支援を行います。

③ いつでも、誰にでも相談できる体制の充実を図ります。

④ 「学校生活アンケート」や「Q U検査」等を活用して、児童生徒理解と集団理解に努め、個や集団の傾向や課題を分析して、よりよい学級経営に努めます。

⑤ 小中間の情報交換を積極的に行い、小中連携による協力体制の整備を図ります。

#### **(4) 保護者・地域**

① 参観日等における授業公開を通じて、積極的に児童生徒や学校の様子を見ていただけるよう、周知を行います。

② 児童生徒が発する変化のサインに気づいた時は、学校に相談することが大切であることを様々な機会を通じて情報提供します。

③ いじめ問題の解決には、学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることを学校だより等で伝え、理解と協力をお願いしていきます。

### **6 いじめの早期発見・早期対応のための取組**

#### **(1) いじめの早期発見のための取組**

① いじめ実態調査を実施し、必要な対応を行います。

② スクールカウンセラーによる相談の充実に努め、相談しやすい環境をつくっていきます。

③ 授業中や休み時間等で、児童生徒の様子を担当はじめ、多くの教職員で見守り、声掛けを行いながら、気付いた情報を学年や全体で共有し、必要な場合は速やかに対応します。

④ インターネットを通じて行われるいじめへの対策として、宮城県教育委員会が実施するネットパトロールに加え、学校でもネットパトロールを行うなど、定期的なネット巡視により、早期発見に努めます。不適切な書き込み等を発見した場合は、削除の依頼等、関係機関と連携・協力して適切な対応を図ります。

#### **(2) いじめの早期対応のための取組**

① 教員が気付いた、あるいは児童生徒や保護者から相談があったいじめについては、いじめ対策委員会で協議します。

② 解決に向けて、迅速に役割分担をしながら、学校として組織的に対応します。

③ 事実関係を早期に把握するとともに、いじめられている児童生徒や保護者からの訴えを親身になって聞き、児童生徒の悩みや苦しみを受け止め、児童生徒を支え、いじめから守る姿勢をもって対応することを伝えます。

④ いじめている児童生徒に対しては、毅然とした態度で臨み、まず、いじめをやめさせ、いじめていることがどれだけ相手を傷つけ、苦しめていることに気づかせるよう、指導を行います。

⑤ いじめてしまう気持ちを聞き、その児童生徒の心の安定を図る指導を行います。

⑥ 事実関係を当該児童生徒の保護者に正確に伝え、学校での指導、家庭での対応の仕方について、学校と連携し合っていくことを伝えます。

⑦ 安易に解決したものと判断せず、しばらくの間、多くの教員による見守りを行います。